

認可申請の概要（経営者向け介護保障定期保険の受託販売）

1. 趣旨

当社は、郵政民営化法第138条第3項の規定に基づき、当社が保険業法（平成7年法律第105号）第98条第1項第1号に規定する他の保険会社（外国保険業者を含みます。）の業務の代理又は事務の代行として行う、第一生命保険株式会社が引き受ける経営者向け介護保障定期保険（法人もしくは個人事業主を契約者とし、主として経営者が要介護状態その他の重篤な身体の状態になった場合に必要な資金の確保を目的とした定期保険及び当該保険に付加する特約をいいます。以下同じとします。）の受託販売について認可を申請しました。

2. 理由

当社は、以下の利用者利便の向上及び収益源の多様化を図るため、認可申請するものです。

(1) 利用者利便の向上

経営者向け介護保障定期保険の受託販売により、法人向け商品のラインナップの充実を図り、当社商品及び現在取り扱っている受託商品では十分に対応できていない、主として経営者が要介護状態等になった場合に必要な資金の確保をしたい法人顧客ニーズへの対応が可能となり、当社のお客さまの利便性を高めることができると考えています。

(2) 収益源の多様化

経営者向け介護保障定期保険の受託販売により、手数料収入の確保及びシナジー効果による当社法人市場の売上増を実現し、収益の確保による経営の安定化を図ることが、企業価値向上のために必要であると考えています。

3. 業務の内容及び方法

(1) 当社が受託する業務の代理又は事務の代行の範囲は、次のとおりとします。

- ① 次に掲げる事務その他生命保険業に伴う事務
 - ア 保険契約の締結及び管理に係る事務
 - イ 保険料等の収納及び保険金等の支払に係る事務
 - ウ 生命保険募集人等に対する教育、管理及び指導に係る事務
- ② 次に掲げる業務その他生命保険業に伴う業務
保険契約の締結の媒介に係る業務
- ③ 前①及び②に掲げる業務又は事務に付随する業務又は事務

(2) 当社が受託する業務の代理又は事務の代行により取り扱う保険の種類は、法人もしくは個人事業主を契約者とし、主として経営者が要介護状態その他の重篤な身体の状態になった場合に必要な資金の確保を目的とした定期保険及び当該保

険に付加する特約のうち次の①から⑫までに定めるものとします。

- ① 保険料の払込方法に関する特約
- ② 保険金の支払方法に関する特約
- ③ 被保険者に代わる者が保険金等の請求を行うための特約
- ④ 健康状態その他の引受基準に応じ契約内容を修正する特約
- ⑤ 余命が一定の期間内であると医師により診断されたことに伴い保険金が支払われる特約
- ⑥ 特約保険金額が一定期間にわたり遡増する定期保険特約
- ⑦ 主として入院その他の治療行為に対し保険金が支払われる特約
- ⑧ 保険料の払込免除に関する特約
- ⑨ 主として特定の疾病等にかかったことに対し保険金が支払われる特約
- ⑩ 要介護状態その他の重篤な身体の状態になったことに対し保険金が支払われる特約
- ⑪ 主として被保険者の死亡に対し保険金が支払われる特約
- ⑫ 当社の保険商品（倍額支払条項付保険、契約者貸付条項付保険及び保険期間更新条項付保険）と同種の特約及び当社の保険商品に付加する特約と同種の特約

以上